

京都市雨水流出抑制対策実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市水共生プランに基づき、本市が設置し、又は管理する施設における雨水流出抑制対策（雨水の流出を抑制するための施設を設けることをいう。以下同じ。）の実施及び民間施設等（国、府又は本市以外の者が設置する施設をいう。以下同じ。）に対する雨水流出抑制対策の普及に関し必要な事項を定めることにより、浸水被害の防止及び健全な水循環の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸透施設 雨水を地中に浸透させることができる浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装その他これらに類する施設をいう。
- (2) 貯留施設 公園、校庭、集合住宅の棟間その他の空地若しくは地下又は建築物の一部に設置する雨水を一時的に貯留するための施設をいう。

（雨水流出抑制対策の対象施設）

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、本市が設置し、又は管理する施設のうち別に定めるものに浸透施設又は貯留施設を設置するものとする。ただし、雨水流出抑制対策を行うことが困難と認められるときは、この限りでない。

- (1) 施設の新設、増設又は改良等の工事（軽易かつ暫定的な工事を除く。）を行うとき。
- (2) その他雨水流出抑制対策を行う必要があると認められるとき。

2 前項の規定により設置する浸透施設及び貯留施設に関する技術基準は、別に定める。

（対策目標）

第4条 浸透施設の浸透量及び貯留施設の貯留量の目標値は、別に定める。

（雨水の利用）

第5条 貯留施設を設置したときは、雨水流出抑制対策に支障がない範囲で貯留した雨水の利用に努めるものとする。

（協議）

第6条 施設を設置し、又は管理する部署は、雨水流出抑制対策を計画し、及び実施しようとするときは、あらかじめ、建設局土木管理部河川整備課と協議を行うものとする。

（維持管理）

第7条 浸透施設又は貯留施設を管理する部署は、その機能を保全するため、当該浸透施設又は貯留施設の適切な維持管理を行うものとする。

2 前項の規定による維持管理の方法は、別に定める。

（民間施設等に対する普及、啓発）

第8条 本市は、民間事業者等が設置する施設等に対する雨水流出抑制対策の普及を図るため、民間事業者等に対して雨水流出抑制対策の普及、啓発及び適切な指導に努めるものとする。

(市民への情報提供及び連携)

第 9 条 本市は、雨水流出抑制対策の効果について、市民に積極的に情報提供を行うとともに、市民との連携による取組を積極的に進めるものとする。

(実施状況の報告)

第 10 条 雨水流出抑制対策の実施及び民間施設等に対する普及に係る本市関係部署は、毎年度雨水流出抑制対策の実施計画、実施状況を、京都市水共生プラン推進会議に報告するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

京都市雨水流出抑制対策実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都市雨水流出抑制対策実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目において使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(施設)

第3条 要綱第3条に規定する施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路、駐車場その他の交通施設
- (2) 公園、緑地、広場、運動場その他の公共空地
- (3) 水道、下水道、クリーンセンターその他の供給施設又は処理施設
- (4) ため池その他の農業用施設
- (5) 学校、図書館、博物館、美術館その他の教育文化施設
- (6) 病院その他の医療施設
- (7) 保育所その他の社会福祉施設
- (8) 住宅施設
- (9) 集客施設、商業施設、事務所、事業所その他これらに類する施設

(関係部局の分担)

第4条 要綱第8条の規定による民間施設等に対する雨水流出抑制対策の普及、啓発及び指導に関する事務は、次の各号に掲げる部局が当該各号に掲げる施設等について行うものとする。

- (1) 都市計画局都市景観部開発指導課 民間事業者等が都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けて実施する開発行為又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条又は第30条の規定による工事の許可を受けて実施する宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事により建設する施設
- (2) 建設局土木管理部道路河川管理課 民間事業者等が実施する道路及び水路敷の現状変更、新設等により建設する施設
- (3) 建設局都市整備部市街地整備課 本市以外の者が行う区画整理事業により建設する施設
- (4) 上下水道局下水道部管理課 公共下水道整備区域内において土地の所有者、使用者又は占有者が設置する土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水施設に係るもの
- (5) 建設局土木管理部河川整備課 前各号に掲げる以外のもの

附 則

この実施細目は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成２０年１０月２４日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和６年９月１日から施行する。